

入札に関する質問、回答

公告日: 令和7年7月4日 閲覧終了日: 令和7年8月21日

工事名: 田川畜産センター改修工事(9工区)

質 問		回 答	
①	1) 防護柵の設置について 本工事において、モルタル吹付の剥取り作業および法面掘削作業を実施する際、道路側に落石・飛散を防止するための安全措置(防護柵や防護棚)の設置が必要になると想定されます。つきましては、当該安全施設の設置に伴い、協議による設計変更が可能かについてご教示いただけますでしょうか。	①	共通仮設費(準備費)として現場の防護柵等の設置費は計上しております。なお、共通仮設費(準備費)対象外の安全施設を設置する際は、協議の上必要と判断された場合に、設計変更の対象とします。
②	2) 施工期間中の通行止めについて 本工事において、施工にともない畜産センター内の道路通行に支障が出ることが想定されます。そのため、施工期間中における工事区間の全面通行止めの実施が可能かご教示ください。また、通行止めが可能な場合、【通行止めの時間帯・延長・迂回路設定の条件】についてご教示いただけますと幸いです。	②	迂回路があるため、全面通行止めは可能ですが、協議の上、通行止めの範囲等は決定します。なお、通行止めの時間帯は、原則、現場作業時間(例: 9時～18時)のみとしますが、現場状況に応じて時間帯の延長等の対応を行います。
③	3) 架空線(高圧電線)の保安対策について 本工事において、施工対象となる法面の近接位置に架空線(高圧電線)が存在しています。施工中の安全確保の観点から、高圧線の移設、停電、または遮へい養生物設置の保安対策について、発注者・電力会社との協議は既に完了しているかご教示ください。また、受注者側での対応が必要な場合には、【協議先(電力会社等)の指定、対応可能時期、必要な手続き】についても併せてご教示いただけますと幸いです。	③	高圧線について電力会社と事前協議済です。また、架空線の防護管設置等の必要性について、受注者と発注者で協議を行い、必要と判断された場合に設計変更の対象とします。受注者側の対応として、防護管等の対応が必要と判断された場合に、電力会社に対し見積徴収を行っていただきます。
④	4) 9-1工区・9-2工区 整形工(法面整形)の必要性について 10工区においては、整形工(切土法面整形および盛土法面整形)が設計計上されていますが、9-1工区、9-2工区では法面整形工が設計計上されていません。しかしながら、既設吹付法面を取壊す際、地山のゆるみ等が生じる可能性が高く、地山形状の安定化および次工程であるモルタル吹付工の施工準備を目的として、法面整形工の施工が必要と考えます。つきましては、当該工区における法面整形工の追加について、協議による設計変更が可能か否か、ご教示いただけますでしょうか。 なお、市場単価で対応している法面清掃については、『法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す』との記載がありますが、9工区においてはこの市場単価の範囲内(法面清掃)として対応される想定であるかどうかについても、あわせてご教示いただけますと幸いです。	④	9工区の法面整形について、既設モルタル取壊し後の現場状況を確認し、協議の上必要と判断された場合に、設計変更の対象とします。また、市場単価(モルタル吹付工)内の法面清掃については、法面整形の作業内容は含まれません。

⑤	5) 水抜き工／水抜きパイプについて 土木コスト情報P124および土木施工単価P104 3(1) 9)によれば、水抜きパイプの設置については市場単価に含まれると解釈できます。しかしながら、工事費内訳書にて水抜きパイプの費用が別途計上されている理由について、ご教示いただけますでしょうか。 なお、同資料 3 (1) 10)には、”吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する”と記載されていますが、これは当該費用計上の根拠を示すものでしょうか。 あわせてご教示いただけますと幸いです。	⑤	物価資料掲載の市場単価「モルタル吹付工」を採用しており、水抜きパイプの費用は市場単価に含まれるため、設計変更の対象とし減額計上します。
⑥	6) 排水構造物工／側溝工について 工事費内訳書 排水構造物工／側溝工に記載されているU型側溝(FPU300×400)に関して、蓋の設置が必要か否かについてご教示いただけますでしょうか。また、必要とされる場合は、蓋の規格(形状・材質・耐荷重など)についてもあわせてご教示いただけますと幸いです。 なお、現地確認の結果、既設側溝には蓋が設置されておりませんでした。設計図面(横断面図)には蓋が記載されているように見受けられます。 以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。	⑥	既設側溝の管理状況に合わせるため、改修後のU型側溝(FPU300×400)に蓋の設置は行いません。
⑦	7) 産業廃棄物の処分先について 構造物取壊し工に伴い発生する既設側溝、舗装版切断時に発生する切削汚泥ならびに破碎された舗装版について設計における処分先をご教示いただけますでしょうか。	⑦	取壊しの既設側溝は畜産センター場内の残土置き場に仮置きします。また、切削汚泥は及び粉碎された舗装版の処分先の開示について、特定の処分業者となるため、開示することはできません。
⑧	8) 仮設盛土工で使用する盛土材について 仮設盛土工として1,200m³が設計計上されていますが、当該盛土工に使用する材料につきまして、以下のいずれを想定されているか、ご教示いただけますと幸いです。①現地建設発生土(10工区掘削発生土の流用)②現場外建設発生土 ③購入土	⑧	仮設盛土材として、①現地建設発生土(10工区掘削発生土の流用)②現場外建設発生土(畜産センター内の残土置き場)を使用する予定です。
⑨	9) 共通仮設費／準備費／伐採工について 工事費内訳書に記載されております伐採工の数量算出根拠につきまして、以下の各工区の数量(9-1工区＝1,463m³、9-2工区＝1,013m³、10工区＝880m³)がどのような基準・方法により算出されたものか、ご教示いただけますでしょうか。 あわせて、当該伐採工により発生する伐採材の処分方法及び処分先についてもご教示いただけますと幸いです。	⑨	伐採工の数量算出根拠について、9工区はモルタル吹付面積(図面番号11の展開図)のとおり施工面積を算出しております。10工区は養生マット工の平均断面法による計算にて施工面積を算出しております。 伐採材の処分費について、当初設計にて伐採材の規格の選定・重量の把握ができないため、計上しておりません。処分費は処分方法・処分先を協議し選定した後に、設計変更の対象として計上します。